

# 島本町児童育成支援拠点事業

## 令和8年度募集要項

募集期間：令和8年5月18日（月）～6月30日（火）

### 島本町児童育成支援拠点事業とは？

本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施するものです。

この制度は公募制としており、申込書類とプレゼンテーションにより審査し、事業実施事業者を選考し採択者に補助金を交付します。

#### 【お問い合わせ】

島本町健康福祉部こども家庭課

TEL 075-962-7931

FAX 075-961-1116

## 実施目的

本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施するもの。

## 補助要件

### 1. 対象となる団体

- (1) 本業務を受託する事業者は、次の①及び②のすべてを満たすものとする。
- ① 児童育成支援拠点事業実施要綱（「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第105号こども家庭庁成育局長通知））及び島本町児童育成支援拠点事業実施要綱に定める業務を確実に遂行できる事業者で、町内で本事業を実施できるもの。
  - ② 次の(ア)～(シ)のいずれにも該当しない事業者
    - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者
    - (イ) 本町の競争入札における指名停止措置を受けている者
    - (ウ) 法人所在地の市町村税その他の歳入金等を滞納している者
    - (エ) 定款または規約若しくは会則がない、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、本町が補助する事業者として適正ではない者
    - (オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体
    - (カ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対をすることを目的とした団体
    - (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
    - (ク) 破産者で復権を得ない者
    - (ケ) 島本町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者のいずれかに該当する者
    - (コ) 法人格を有しないもの
    - (サ) 町又は他の地方公共団体から、保育事業等の指定又は登録等の認定の取消しの処分を受け、その処分決定の日から起算して5年を経過しない事業者である者
    - (シ) 法人又は法人役員が、過去5年以内に、町又は他の地方公共団体において、不

正又は著しく不当な行為を行ったものである者  
(ヌ) その他、重大な虐待を行った者が事業所の業務に従事している場合その他町長が不相当と認めた者

(2) 本町からの補助交付決定後、事業者が(1)①に該当しなくなった場合又は(1)②(ア)～(ヌ)のいずれかに該当することが判明した場合は、補助決定を取り消すことができるものとする。

## 2. 対象期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

ただし、本事業の履行状況が良好な場合、かつ、本事業の関係予算が町議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和12年3月31日までの間、年度単位で補助金交付を行うこととする。

## 3. 補助上限額と対象となる経費

(1)補助上限額

基本額（年額） 10,452,000円（※令和8年度は6か月運営で5,226,000円）

ただし、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を基本額に加算した額を補助上限額とします。（区分①と②の両方同時に加算を得ることはできない）

区分	加算額（消費税及び地方消費税を含む。）
①ソーシャルワーク専門職員又は心理療法担当職員を配置する場合	年額 2,297,000円 (令和8年度は1,148,500円)
②送迎支援	年額 936,000円 (令和8年度は468,000円)

なお、承認された予算の範囲内において補助を行うことから、上記の補助交付決定を更新する場合の各年度の補助上限額を保証するものではない。

(2)対象となる経費

本業務の運営に係る費用

ただし、本業務とは別の補助等を受けて実施している事業で当該補助等により賄われている費用については、本業務の経費として重複して計上することはできない。

(3)補助金額

令和8年度の予算の範囲内において町長が定めた額を上限とし、補助対象経費の10分の10の額（千円未満切り捨て）が補助対象となる。

## 4. 補助要件となる事業内容

### (1) 対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、この事業による支援が必要であると町が認めた、次に掲げるような状態にある町内に在住の児童及びその保護者とする。

- ①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、学校以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③その他、本事業の目的に鑑みて、町が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

### (2) 事業内容

次に掲げる支援業務等を実施するものとする。

#### ① 支援計画の作成等（必須）

事業者は、本町と連携のうえ、町の支援方針に基づき、本事業を利用する児童（以下「利用児童」という。）に係る支援内容の詳細をまとめた支援計画を作成するとともに、定期的に利用児童及びその保護者の把握並びに支援の実施状況についてモニタリングを実施し、本町と協議の場を持つものとする。

#### ② 包括的な支援事業（必須）

事業者は、利用児童に対して、支援計画に基づき、次に掲げる支援事業のうち必要な事業を実施する。

##### ア 安全・安心な居場所の提供

事業者は、利用児童の実態（成長やこころとからだの状態）を踏まえた支援を心がけ、児童が安全・安心と感ずることができる居場所を提供する。

##### イ 生活習慣の形成

事業者は、利用児童の年齢や実態（成長やこころとからだの状態）に応じた生活する力を身に付けるため、挨拶、片付け、手洗い及びうがい等の健康習慣の習慣づけ並びに日用品の使い方に関する助言等の生活習慣の形成に向けた支援を実施する。

なお、すべての利用児童への入浴支援は求めないが、利用児童のうち自宅で入浴できていないと考えられる場合又は長期休暇中の利用時など、長時間の居場所利用により汗をかいて入浴することが望ましいと判断した場合などには、シャワー等による入浴支援すること。

## ウ 学習の支援

利用者世帯においては、家庭での学習時間が確保できないことや学習面のサポートが難しい場合が想定されるため、事業者は、利用児童に対して宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、個人の学習能力に合わせたサポート及び運動能力の向上に向けたサポート等を実施する。

## エ 食事の提供

利用児童においては、家庭で十分な食事が摂れていない場合も想定されるため、事業者は、利用児童の身体の状態を考慮しつつ適切な食事の提供を行うほか、必要に応じて適宜おやつ等の提供等を行う。なお、食事の提供については、次に掲げる事項に留意のこと。

- (ア) 食事の提供に当たっては、食育や栄養の観点に配慮するとともに、利用児童のアレルギーの有無の確認と対策並びに衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。
- (イ) 提供する食事は、必ずしも事業の実施場所で調理された食事であることを要しない。
- (ウ) 居場所において食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、弁当などの食事を定期的に自宅に届ける宅食による食事の提供は認めない。
- (エ) その他、食事の提供に際しては「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和7年9月こども家庭庁）を参照すること。

## オ 課外活動の提供

様々な学びのほか、多様な体験活動及び外遊びの機会に接することは、人との出会いや自己肯定感・自己有用感を高めるなど、社会で生き抜く力を得るための糧となることが期待されることから、事業者は、調理実習、農業体験、地域住民と接する機会や地域のイベント、ボランティア、職業体験、スポーツ活動、年中行事の体験や学校訪問等の課外活動を実施する。

## カ 関係機関との連携

事業者は、利用者世帯の関係機関（学校、医療機関、地域団体等）と日常的に連携を行い、本事業の趣旨や各機関が把握しているこどもの情報が共有されやすい関係の構築を行うとともに、これらを活用しながら支援業務等を行う。

## キ 保護者への相談支援等

事業者は、利用者世帯に対して、必要に応じて、家庭訪問や面談等を実施し、家庭環境の把握に努めるとともに、保護者への相談支援を実施し、保護者に対する情報提供及び助言・指導を実施する。

また、事業者は、本事業の利用開始後にひきこもり等の理由により利用が中断した利用児童に対して、本町と協働して家庭訪問を実施する等、本事業の居場所支援等につなぐための支援を実施する。

## ク その他、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、特に

### 必要と認められるもの

その他の支援内容については、利用児童の個々の状況に応じて流動的に変化することを踏まえ、適宜、利用者のニーズを確認し、必要な提供に努める。

### ③ 必要に応じて実施する内容（任意）

#### 送迎支援（学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援）

事業者は、利用児童の帰宅が夜間になることや自宅や学校から居場所までの距離が離れている等の原因によって、送迎を必要とする利用児童に対して、必要に応じて送迎支援を実施する。

## 5. 実施場所、実施施設及び設備等

実施場所、実施施設及び設備等については、次のとおりとする。

### (1) 実施場所

町内に1か所とする。

### (2) 実施施設及び設備

- ① 自己所有、賃貸物件等を問わない。
- ② 1日概ね20人程度の利用児童に支援を提供することに支障がない広さを有する安全面・衛生面に配慮した施設とすること。
- ③ 開所時間に利用児童が集まることができる専用のスペース（最低でも2.47㎡×20人の49.4㎡以上）、キッチン、便所、洗面所、浴室のほか、包括的な支援業務を適切に行うために必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、学習スペース等の設備を設けることが望ましい。

## 6. 事業実施体制

### (1) 職員配置

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項のうち、①、②の職員を必置とし、必要に応じて、③又は④の職員を配置すること。

また、職員のうち1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格若しくは教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者、児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は④の心理療法担当職員に該当する者を置くこと。

なお、①、②の職員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者世帯や関係機関との信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置に当たっては、利用児童5人につき1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置するこ

と。ただし、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にあるほかの事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

### ① 管理者（必置）

#### ア 要件

児童福祉事業又はそれに類する事業に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者。

#### イ 職務内容

児童や保護者に対し、島本町児童育成支援拠点事業実施要綱第4条に規定する支援等を行うほか、主に支援員の指導及び調整、運営に関わる管理、町の事業担当部署、学校、児童福祉施設及び医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定等を行う。

### ② 支援員（必置）

#### ア 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、こどもに対して適切な生活支援等ができる者。

#### イ 職務内容

児童や保護者に対し、島本町児童育成支援拠点事業実施要綱第4条に規定する支援等を行う。

### ③ ソーシャルワーク専門職員（任意）

#### ア 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

#### イ 職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記(ア)～(ウ)のソーシャルワークの支援等を行う。

- (ア) 学校、島本町要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- (イ) 児童の家庭への訪問を含めた支援
- (ウ) その他、居場所における児童に必要な支援

### ④ 心理療法担当職員（任意）

#### (ア) 要件

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者。

(イ) 職務内容

メンタルケア等の心理的支援が必要な児童に対して、心理的支援を行う。

(2) 職員の配置要件

次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ② 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 5 各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者。

(3) 職員研修等の実施による職員の質の維持・向上等

職員の配置に当たっては、事業者内でのスーパービジョンや相談体制の確保、研修の実施等により、本事業に従事する職員の質の担保及び向上を図ること。

## 7. 開所日数・開所時間

開所日数及び開所時間は、年間の学校の授業の休業日や祝日、年末年始、利用者世帯の実情等を考慮した上で、原則として、次に掲げる(1)～(2)のとおりとする。

(1) 開所日数

本事業の開所日数は、週 3 日とする。

(2) 開所時間

本事業の開所時間は、学校の授業の終了後から原則 18 時以降とする。

ただし、学校の授業の休業日（長期休暇期間、土・日・祝日等）は、原則 10 時から 18 時とする。

## 8. 定員

利用の定員は 1 日概ね 20 人とする。

## 9. その他の条件等

事業者が本事業を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

### (1) 費用徴収について

事業者は、利用者負担額は原則徴収しない。ただし、費用の徴収が必要な場合は、あらかじめ町へ相談することとする。

### (2) 事業管理者等の報告

事業者は、管理者を定めるとともに、事業遂行に必要な支援員、ソーシャルワーク専門職員及び心理療法担当職員等を含め、事業開始前までに指定の様式により本町に報告すること。また、その内容に変更があった場合は、速やかに本町に報告すること。

### (3) 利用状況の報告

事業者は、毎月の利用状況等を翌月の10日までに町へ報告しなければならない。

### (4) 個人情報の保護

① 本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令等を遵守するとともに、島本町情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。

② 事業者は、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又は、これを本業務以外に使用してはならない。また、補助期間終了後も同様とする。

### (5) 他機関との情報共有

事業者が作成し本町へ提出した関係書類等については、利用者世帯が同意する範囲内で、本町の関係部署及びその他関係機関と情報共有するものとする。

### (6) 保険の加入

本事業の実施に係る賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。

### (7) 健康管理

本事業を遂行するに当たり、手洗いやうがい、施設や備品の清掃や消毒などの日常の衛生管理に努めること。また、必要な医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用すること。また感染症の発生状況についての情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、初期対応を迅速に行い、必要に応じて町、大阪府茨木保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。

### (8) 衛生管理

食事の提供を実施する場合は、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和7年9月こども家庭庁）等を参照し、大阪府茨木保健所と相談・連携し、健康増

進法（平成 14 年法律第 103 号）や食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、保健衛生に関する必要な届出があれば行うこと。

#### (9) 安全管理・事故等の対応

- ① 利用者世帯が安全・安心に居場所を利用できるよう、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令を踏まえて、こどもの居場所を管理・運営し、事故防止に努めること。
- ② 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、防犯体制の確保を図ること。
- ③ 事件、事故及び災害等の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めること。
- ④ 事業実施上の瑕疵により、利用者世帯その他第三者に損害を与えた場合は、自らの責任においてその損害を賠償すること。そのために必要な範囲で損害保険等の必要な保険に加入すること。
- ⑤ 事業の実施中において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関、家庭への連絡、本町に報告するなどの必要な措置を講じること。賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行うこと。本事業開始後速やかに保険の証書等の写しを提出すること。
- ⑥ 利用児童の送迎時の安全を確保し、利用児童の来所や退所時の道中の安全にも留意すること。送迎をする場合は、帰宅時は確実に保護者へ利用児童を引き渡すこと。
- ⑦ 災害や緊急事態の発生に備えて、具体的な計画及び緊急時対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を行うなどして迅速に対応できるようにすること。本事業開始前までに本町に緊急時対応マニュアルを提出し、追加変更があった場合には、その都度提出すること。

#### (10) 苦情等の対応

事業者は、本事業の運営において保護者等から苦情等を受けた場合は、適切に誠意を持った対応に努め、解決を図ること。また、その処理状況を速やかに本町に報告すること。

## 申込み

### 1. 応募方法及び応募書類

令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 5 時までに、事前に連絡の上、こども家庭課まで持参して下さい。郵送、FAX、電子メール等による受付は行いません。

応募の際には、次の(1)から(6)に掲げる書類を、その番号順にA4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入するなど、整理した上で10部（正本1部、副本9部）提出してください。

提出先：島本町桜井三丁目 4 - 1

島本町健康福祉部こども家庭課（ふれあいセンター 2 階）

- (1) 企画提案申込書（様式 1 号）
- (2) 企画提案書（任意様式、A4 用紙縦・横書き・左綴じ・両面刷り・10 枚まで）  
当該募集要項に基づき、次の事項についてその順に従って企画・提案内容を具体的に記載してください。
  - ①法人等の概要（法人等の名称、代表者名、業務実績等）  
パンフレット等を法人等の概要に代用することも可とします。
  - ②本事業の実施内容について（次に掲げる事項について具体的に記載すること。）
    - (ア)包括的な支援事業の具体的な内容について  
4. 補助要件となる事業内容（2）②の「包括的な支援事業」を参照し、「安全・安心な居場所の提供」、「生活習慣の形成」、「学習の支援」、「食事の提供」、「課外活動の提供」、「関係機関との連携」、「保護者への相談支援業務等」、「その他、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、特に必要と認められるもの」、「送迎支援」（実施する場合）ごとに具体的な支援内容を記載すること。
      - (イ)支援計画の作成等
      - (ウ)開所日数、開所時間
      - (エ)その他について（上記以外に提案があれば記載すること。）
  - ③本事業の実施体制について（次に掲げる事項について具体的に記載すること。）
    - (ア)配置職員の資格、経歴、経験及び人数について（資格証明書の写しを添付）
    - (イ)専門性を有する人材の確保及び人材育成やスーパービジョン等の体制確保について
    - (ウ)本事業実施施設及び設備の詳細が分かる間取り図や図面等
    - (エ)事業実施体制の継続性の確保について
  - ④個人情報保護に関してデータの取り扱い及びセキュリティ対策について
  - ⑤衛生管理について
  - ⑥安全管理・事故等の対応について
  - ⑦苦情処理体制について
  - ⑧本事業に関して類似・関連業務の実績があれば、その実績について（特に、他市町村等で本事業と同様の業務実績があれば詳しく記載すること。）
  - ⑨その他事業者等が自ら実施する提案事業など（自由提案）
- (3) 見積書及び見積内訳書（任意様式）  
本事業に係る見積書及び見積内訳書については、令和 8 年度に係るものを提出すること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村民税の最近 2 年間の滞納がないことを証明する書類（非課税の場合は、これに代わる書類）。提出日の 3 か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。  
ただし、競争入札参加有資格者名簿に登載されている事業者及び令和 8 年以降に設立された法人等は、当該書類は不要です。

- (5) 所在する市町村の徴収する水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類(令和6年以降に設立された法人等を除く)。提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。(島本町であれば島本町水道部が発行する納入済確認書で可)
- (6) 競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、次に掲げる書類を提出してください。定款又は寄附行為及び登記事項証明書は写しでも可とし、登記事項証明書は提出日の3か月以内に発行されたものとし、
- ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

## 2. 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しません。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は事業者名をはじめ公開の対象となります。選定されなかった事業者のものは原則非公開としますが、島本町情報公開条例(昭和58年島本町条例第21号)その他の法令で規定があるときは、当該法令が優先されるものとし、
- (3) 応募に要した事業者の費用負担に対して、本町は一切補償いたしません。

## 3. 質問の受付

### (1) 質問の受付

質問の受付期限は、令和8年6月1日(月)午後5時までとします。

質問は所定の様式(様式2号)により、質問書に記載しているQRコードかURLにアクセスしていただき、質問書を添付してください。なお、来庁、電話等による質問は受け付けません。

### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月8日(月)までに質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本町のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)にて公表します。

なお、審査基準等に関する質問は一切お答えできません。

## 4. スケジュール

項目	日程
募集要項の配布・募集開始	令和8年5月18日(月)
質問の受付期限	令和8年6月1日(月)午後5時まで
質問の回答	令和8年6月8日(月)までにホームページ上に掲載
企画提案書等応募書類提出期限	令和8年6月30日(火)午後5時まで
プレゼンテーション審査時間連絡	令和8年7月上旬
プレゼンテーション審査	令和8年7月23日(木)予定
審査結果通知	令和8年8月上旬
事業開始	令和8年10月1日から

## 審査

### 1. 選定方法及び審査基準について

#### (1)選定方法

企画提案方式(プロポーザル方式)とし、事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対しプレゼンテーション審査を行います。別途設置する「島本町児童育成支援拠点事業審査会」(以下「審査会」という。)において、応募書類の内容と合わせて総合的に審査し、選定します。

##### ①実施予定日・実施会場

令和8年7月23日(木)に島本町にて実施予定です。時間等の詳細は、令和8年7月上旬に電子メールで通知します。

##### ②実施時間

1事業者につき30分程度を予定しており、事業者からの20分程度の説明を実施していただいたのち、10分程度の質疑応答を行います。

#### (2)プレゼンテーションの方法

事業者は、提出した応募書類に基づいて説明を行ってください。

また、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出てください。

#### (3)説明者

会場への入室は2人以内でお願いします。うち1人は、必ず管理者となる予定の者が出席してください。

#### (4)その他

プレゼンテーションにおける内容及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱います。

## 2. 審査基準及び選定方法

1 次に掲げる基準により審査（採点）します。

### ①業務理解度

事業目的及び事業内容を理解した提案となっているか。また、包括的な居場所支援及び対象児童への相談支援を理解した提案となっているか。

### ②実現性

提案に具体性があり、本事業の実施について実現性がある提案となっているか。  
（事業の実施内容が具体的かつ実現可能なものであるか。また、適切な支援を行うための実施場所、実施施設及び設備となっているか。開所日数・開所時間が適切で、定員までの受入が可能かなど。）

### ③有効性（実効性）

実施内容が充実しており、魅力や有益性のある提案になっているか。（本事業の推進に実効性のある提案となっているか。）

### ④業務実施体制

専門性を発揮し、業務を円滑かつ確実に遂行できる体制が提案されているか。また、個人情報保護を遵守できる体制になっているか。  
（本事業の実施に必要な専門性を有する人材を必要数確保し、包括的な居場所支援事業を実施する上で利用者の多様な支援ニーズに対応するなど、本事業を効果的かつ継続的に本町と協働して遂行できる体制が提案されているか。）

### ⑤経験・ノウハウ

本業務の実施に向け、これまでの支援実績（実務経験・ノウハウ）が十分なものであるか。

2 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を候補者として選定します。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、審査会において協議を行い、選定します。

なお、最高得点の候補者が、審査会において別に定める最低基準を満たさない場合、候補者として選定は行いません。

また、プレゼンテーションに参加できない場合も不採択とします。

3 応募者が1事業者の場合であっても審査会による審査を行います。その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を候補者として選定します。

企画発表（プレゼンテーション）の日程

**令和 8 年 7 月 23 日(木)に実施予定**

※実施時間、場所については、決定次第、申込み代表者の方あてに連絡します。

### 3. 審査結果

8月上旬に代表者の方あてに通知します。

### 4. 結果公表

町のホームページにて公表します。